平成２４年（フ）第３６号
札幌市中央区南７条西８丁目1032番地３　南７西８ビル102棟802号
債務者　西條　正人
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　佳織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
北海道帯広市西17条南４丁目14番９号
債務者　敦賀　　寛
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　　護
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ケ丘中３号棟702号
債務者　小川　　進
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７３号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3536番地１
債務者　猪股　隆三
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９１号
名古屋市北区八龍町１丁目43番地　プライムステージ平安通503号
債務者　永田　修一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９２号
名古屋市北区八龍町１丁目43番地　プライムステージ平安通503号
債務者　永田恵利子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
山形市大字漆山3423番地１
債務者　箭川　重美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
長崎県長崎市手熊町334番地、旧住所福岡県福岡市城南区七隈７丁目38番11号
債務者　中村　和雅
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
福井市上東郷町第22号17番地
債務者　平本唯美子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
岐阜県各務原市各務おがせ町９丁目163番地１　ハローハイツおがせ　Ｂ―301
債務者　米倉　翔太
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１号
青森県十和田市大字深持字森41番地１
債務者　沢目ルミ子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３１号
青森県三沢市千代田町４丁目140番地801号
債務者　梅津　　理
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３４号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢103番地７
債務者　櫻庭　榮治
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３５号
青森県十和田市大字三本木字西金崎４番地２八甲団地１号棟34号
債務者　櫻庭由理子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４１号
青森県十和田市西一番町11番31号
債務者　目時　雅子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２５２号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　403、旧住所埼玉県新座市野寺１丁目２番６号　野島マンションⅡ107号室
債務者　本間　　靖
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
さいたま市北区今羽町244番地２　今羽団地３号棟105号
債務者　安藤　宏美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係